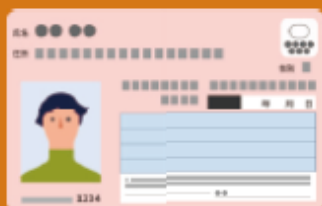


健康保険証をお持ちの皆様へ

お手元の健康保険証の有効期限は、
令和7年12月1日で満了となります。
12月2日以降の受診時には、
マイナ保険証もしくは**資格確認書**
をご提示いただき受付をしてください。

マイナ保険証と資格確認書ってなに？

マイナ保険証



- 健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードが、**マイナ保険証**です
- マイナ保険証にはメリットがたくさんあります！
 - ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
 - ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
 - ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される
 - ✓ マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる

資格確認書



- マイナ保険証の利用登録をしていない方などに、お手元の健康保険証の有効期限が切れる前に、資格確認書が無償で申請によらず保険者から交付されます
- 保険者によって、様式や発行形態（カード型、はがき型、A4型など）が異なります
- **「資格情報のお知らせ」※とは異なる書類ですので、ご注意ください**

※「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証をお持ちの方に交付される書類です。単体では受診できません。
何らかの事情でマイナ保険証で資格確認を行えなかった場合に、マイナンバーカードとセットでご提示ください。